

(新)

別紙様式第1-3

貿易一般保険申込書
(技術提供契約)

株式会社日本貿易保険 御中

年 月 日

貿易一般保険約款及びこれに関する規定並びに※ 年 月 日付内諾番号 による内諾の内容を承認し、貿易一般保険(個別)手続細則又は知的財産権等のライセンス契約に係る貿易一般保険の取扱い(個別保険)についての規定に基づき、次のとおり貿易一般保険を申し込みます。

本件の貿易一般保険を申し込むに当たっては、当社が知りうる限りにおいては、当社並びに当社の役員、従業員及び代理人が本件に関連して不正競争防止法(平成5年法律第47号)に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを誓約します。

また、当社並びに当社の役員、従業員及び代理人が不正競争防止法の贈賄に関する規定に違反した罪により起訴されていないこと及び過去5年間に有罪判決を受けていないことを確約します。

申込人

Table with 2 columns: 住所, 企業名, 代表者氏名, 保険利用者コード(9桁), 部門コード(6桁)

保険金受取人

Table with 2 columns: 住所, 企業名, 代表者氏名, 保険利用者コード(9桁), 部門コード(6桁)

被保険者

Table with 2 columns: 住所, 企業名, 代表者氏名, 保険利用者コード(9桁), 部門コード(6桁)

Main contract details table including 契約者氏名, 住所, 支払人氏名, 住所, 信用状発行(確認)銀行名, 住所, 技術提供開始日, 契約締結日, 船積前対象額(FOB価額), 支払保証, 契約金額, 対価確認後対象額, 船積前付保率(貨物), 特殊契約, 対価確認後信用危険のてん補希望, 特約商品, 他の保険契約, 契約番号, 担当者名, 電話番号, 告知欄

(裏面へ続く)

2019年4月1日更新

(旧)

別紙様式第1-3

貿易一般保険申込書
(技術提供契約)

株式会社日本貿易保険 御中

年 月 日

貿易一般保険約款及びこれに関する規定並びに※ 年 月 日付内諾番号 による内諾の内容を承認し、貿易一般保険(個別)手続細則又は知的財産権等のライセンス契約に係る貿易一般保険の取扱い(個別保険)についての規定に基づき、次のとおり貿易一般保険を申し込みます。

本件の貿易一般保険を申し込むに当たっては、当社が知りうる限りにおいては、当社並びに当社の役員、従業員及び代理人が本件に関連して不正競争防止法(平成5年法律第47号)に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを誓約します。

また、当社並びに当社の役員、従業員及び代理人が不正競争防止法の贈賄に関する規定に違反した罪により起訴されていないこと及び過去5年間に有罪判決を受けていないことを確約します。

申込人

Table with 2 columns: 住所, 企業名, 代表者氏名, 保険利用者コード(9桁), 部門コード(6桁)

保険金受取人

Table with 2 columns: 住所, 企業名, 代表者氏名, 保険利用者コード(9桁), 部門コード(6桁)

被保険者

Table with 2 columns: 住所, 企業名, 代表者氏名, 保険利用者コード(9桁), 部門コード(6桁)

Main contract details table including 契約者氏名, 住所, 支払人氏名, 住所, 信用状発行(確認)銀行名, 住所, 技術提供開始日, 契約締結日, 船積前対象額(FOB価額), 支払保証, 契約金額, 対価確認後対象額, 船積前付保率(貨物), 特殊契約, 対価確認後信用危険のてん補希望, 特約商品, 他の保険契約, 契約番号, 担当者名, 電話番号, 告知欄

(裏面へ続く)

2017年4月1日更新

(新)

- ・下記「告知事項」①～③のいずれかに該当することから、以下の通り告知いたします。
- ※非常危険のみの付保の場合は告知不要です。
- ・下記「告知事項」に記入した内容は、事実と相違ありません。
- ・記入内容が事実と相違した場合や告知内容に漏れがあった場合は、貿易一般保険約款の規定に基づき、保険契約を解除される場合があることを了解しています。

告知事項

- ①輸出契約等の相手方との間で決済期限が到来する債権について、決済期限に決済が予定通り行われず、45日以上が遅延が発生し、現時点において解消されていないこと 有
- ②輸出契約等の相手方が、操業停止状態にある、又は破産その他これに準ずる事由の準備段階にあることを知ったこと 有
- ③その他、損失を受けるおそれのある重要な事実のあることを知ったこと 有

上記で「有」と回答した告知事項について

告知項目番号	内容説明

(旧)

- ・下記「告知事項」①～③のいずれかに該当することから、以下の通り告知いたします。
- ※非常危険のみの付保の場合は告知不要です。
- ・下記「告知事項」に記入した内容は、事実と相違ありません。
- ・記入内容が事実と相違した場合や告知内容に漏れがあった場合は、貿易一般保険約款の規定に基づき、保険契約を解除される場合があることを了解しています。

告知事項

- ①輸出契約等の相手方との間で決済期限が到来する債権について、決済期限に決済が予定通り行われず、45日以上が遅延が発生し、現時点において解消されていないこと 有
- ②輸出契約等の相手方が、操業停止状態にある、又は破産その他これに準ずる事由の準備段階にあることを知ったこと 有
- ③その他、損失を受けるおそれのある重要な事実のあることを知ったこと 有

上記で「有」と回答した告知事項について

告知項目番号	内容説明

(新)

別表(支出費用)

枝番号	通貨	支出費用の額	保 険 期 間		備 考
			支出費用特約 保 険 責 任 開 始 日	対価の確認日	
通貨別 合 計					

(注)1. 枝番号には、当該支出費用に係る確認対価の枝番号(別表に記入されたもの)を記入して下さい。
 2. 支出費用の額は、技術提供契約の契約書で定められている決済通貨で記入して下さい。

(旧)

別表(支出費用)

枝番号	通貨	支出費用の額	保 険 期 間		備 考
			支出費用特約 保 険 責 任 開 始 日	対価の確認日	
通貨別 合 計					

(注)1. 枝番号には、当該支出費用に係る確認対価の枝番号(別表1に記入されたもの)を記入して下さい。
 2. 支出費用の額は、技術提供契約の契約書で定められている決済通貨で記入して下さい。

(新)

別表

枝番号	変更事由コード	確認対価の内容 種別	決済コード	支払保証コード	保険対象額						保険期間		備考
					保険対象額		最終船積期日 又は 最終対価確認日		決済期日		ユーザンス (日数)		
					新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	
00		(対価の内容)											
		FOB価額											
		契約元本											
01		(対価の内容)											
		FOB価額											
		契約元本											
02		(対価の内容)											
		FOB価額											
		契約元本											

(注) 変更が生じた枝の情報は全てご記載ください。変更のあった項目は、(新)に変更後の情報を記入してください。

(旧)

別表

枝番号	変更事由コード	確認対価の内容 種別	決済コード	支払保証コード	保険対象額						保険期間		備考
					保険対象額		最終船積期日 又は 最終対価確認日		決済期日		ユーザンス (日数)		
					新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	
00		(対価の内容)											
		FOB価額											
		契約元本											
01		(対価の内容)											
		FOB価額											
		契約元本											
02		(対価の内容)											
		FOB価額											
		契約元本											

(注) 1. 枝番号
(1) 決済通貨、決済方法、支払人が異なる場合は、別枝にして下さい。
(2) 貨物(現地調達貨物を除く)、役務(現地調達役務を含む。)、現地調達貨物は別枝にして下さい。
(3) 本邦貨物と仲介貨物は各金額が技術提供契約等の契約書に明記されている場合は、別枝としても差し支えありません。
(4) 役務の内容毎の金額が技術提供契約等の契約書に明記されている場合は、別枝としても差し支えありません。

2. 保険対象額
(1) 技術提供契約等の契約書で定められている決済通貨で記入して下さい。
(2) 包括保険にあっては、技術提供契約等の締結日(ただし、発効条件が付されている技術提供契約等については、契約発効日。)以前に決済期日が到来している確認対価は除外して下さい。

(新)

別表(支出費用)

枝番号	通貨	支出費用の額	保 険 期 間				備 考	
			支出費用特約 保 険 責 任 開 始 日	対価の確認日		日数		
				新	旧	新		旧
通貨別 合 計								

- (注)1. 枝番号には、当該支出費用に係る確認対価の枝番号(別表に記入されたもの)を記入して下さい。
2. 支出費用の額は、技術提供契約の契約書で定められている決済通貨で記入して下さい。
3. 支出費用特約適用の日数は、「支出費用特約保険責任開始日から対価の確認日の前日まで」となります。

(旧)